

中村太郎税理士事務所

News letter



今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが増える時期ですが、しかるべき手続きはお済みでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

contents

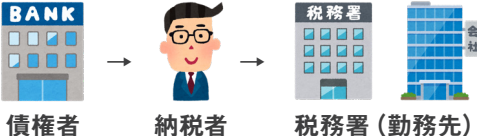
- ◆住宅ローン控除における「調書方式」とは
- ◆スポットワーカーは「国内雇用者」？
- ◆高年齢雇用継続給付 4月から支給率が下がります
- ◆中小企業の価格交渉・転嫁の状況

住宅ローン控除における「調書方式」とは

税制改正により、住宅ローン控除を適用する際の手続が改正されています。その概要をご紹介します。

調書方式への移行

令和4年度税制改正により、住宅ローン控除を適用する際の手続の簡便化として、年末の借入残高について、これまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、年末残高調書を用いる「調書方式」とされました。

	概要
証明書方式 (従来)	住宅ローン控除を適用する際に、納税者が金融機関などの住宅ローン債権者（以下、債権者）から交付を受けた年末残高証明書を税務署（年末調整時は勤務先）に提出する方式  債権者 → 納税者 → 税務署（勤務先）
調書方式	債権者が税務署に「年末残高調書」を提出し、国税当局から納税者へマイナポータル等を通じて年末残高情報を通知する方式（年末残高証明書は提出不要）  債権者 → 税務署（国税当局） → 納税者

ただし、債権者が「調書方式」に対応するためのシステム改修等への対応が困難な場合には、引き続き「証明書方式」とすることができる経過措置が設けられています。国税庁から公表されている、令和6年12月末現在において「調書方式」に対応した金融機関の公表数は、下表のとおり40行庫でした。

納税者側の手続

納税者が年末残高情報を取得するには、マイナポータルでの事前準備等が必要です。また適用2年目以降も年末残高情報を取得するには、初年度の確定申告時にe-Taxによる控除証明書の交付を希望する必要があります。

なお、令和6年分の所得税等の申告等から適用となるため、事業者が年末調整を行う際に「調書方式」を目にするのは、令和7年分以降となります。年末残高証明書の提出有無を確認するには、ご注意ください。

●「調書方式」に対応した金融機関（マイナンバー利用）の一覧（令和6年12月末現在）

令和6年から対応		令和7年から対応		
帯広信用金庫	株式会社北洋銀行	旭川信用金庫	桑名三重信用金庫	長岡信用金庫
株式会社鹿児島銀行	株式会社北國銀行	阿南信用金庫	湖東信用金庫	長浜信用金庫
株式会社熊本銀行	北見信用金庫	飯塚信用金庫	諏訪信用金庫	西尾信用金庫
株式会社十八親和銀行	埼玉縣信用金庫	金沢信用金庫	静清信用金庫	西兵庫信用金庫
株式会社千葉銀行	世田谷信用金庫	株式会社みずほ銀行	高岡信用金庫	福岡ひびき信用金庫
株式会社東北銀行	高崎信用金庫	川之江信用金庫	館林信用金庫	北門信用金庫
株式会社富山銀行	東奥信用金庫	熊本第一信用金庫	徳島信用金庫	室蘭信用金庫
株式会社八十二銀行	京都中央信用金庫（4月～）			
株式会社肥後銀行	尼崎信用金庫（10月～）			
株式会社福岡銀行				

出典：国税庁HP「年末残高調書を用いた方式（調書方式）に対応した金融機関の一覧」

参考：国税庁「住宅ローン控除の適用に係る手続（年末残高調書を用いた方式）について」他

スポットワーカーは「国内雇用者」？

人材確保難から、スキマバイトサービス（スポットワーク仲介）を利用して、雇用者を確保している事業者もいらっしゃると思います。この場合の雇用者（スポットワーカー）は、賃上げ促進税制の「国内雇用者」に該当するのでしょうか。

スポットワーカーとは

スポットワーク※とは、継続した雇用関係を持たず、数時間～数日間の期日で働く、“単発バイト（スキマバイト）”を指し、このような形態で働く者を、スポットワーカーといいます。一般的に、求人側の事業者は、スマートフォンアプリなどを通じて、登録されているスポットワーカーとマッチングをし、雇用します。

国内雇用者とは

賃上げ促進税制を適用するには、対象となる従業員等の給与等を集計する必要があります。この対象となる従業員等を、専門用語で「国内雇用者」といいます。

この「国内雇用者」の定義は、次のとおりです。

国内雇用者：

法人又は個人事業主の使用人のうち、その法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者。パート、アルバイト、日雇い労働者を含み、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は除く。

上記のとおり、国内雇用者は、賃金台帳に記載された者がベースとなります。

スポットワーカーと賃金台帳

賃金台帳は、事業者が作成する法定帳簿の1つです。スポットワーカーといえども、作成は必要です。作成に必要な情報は、大抵スキマバイトサービスのシステム内に蓄積等されており、サービス会社によっては、賃金台帳が用意されています。必要に応じてデータをダウンロードするなどをして、賃金台帳の作成を行うこととなります。

つまり、スポットワーカーは、原則、賃上げ促進税制の「国内雇用者」に該当することとなります。

スポットワーカーへの給与支払は、通常、サービス会社を通じて行われます。そのため他の従業員等への支払とは別となり、給与情報も分散しがちです。国内雇用者に該当する場合に、集計に含めるのを忘れてしまうケースが考えられます。ご注意ください。

なお、賃上げ促進税制は、令和6年4月1日以後開始事業年度（個人事業主は令和7年分）から、中小企業者等又は一定の個人事業主は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能です。赤字であっても算定を行い、必要に応じて申告の際に繰越しができるようにしましょう。

※スポットワークの形態として、広義には、業務委託契約を基に働く“ギグワーク”も含まれますが、本稿では、賃上げ促進税制との絡みを確認するため、雇用契約を基とした“単発バイト”のみを指して説明します。

参考：財務省「広報誌「ファイナンス」 令和6年12月号」、中小企業庁「中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」

高年齢雇用継続給付 4月から支給率が下がります

2025年4月1日から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給率が縮小されます。この給付による補てんを加味して60歳以降の賃金の制度設計をされている場合は、会社にとっても従業員ご本人にとっても影響の大きい変更となります。制度の概要と今回の変更点をご案内します。

高年齢雇用継続給付とは？

ここでは高年齢雇用継続給付のうち、受給されている方の多い「高年齢雇用継続基本給付金」についてご案内します。

高年齢雇用継続基本給付金は、60歳以後の賃金が60歳時点の賃金と比べて大きく減少している方（75%未満となっている方）に対し、その減少分の一部を補う制度です。

支給対象となるのは、次のすべてを満たす方です。

受給資格

1. 60歳以上 65歳未満の雇用保険の一般被保険者である
2. 被保険者であった期間[※]が5年以上ある

※ 雇用保険の被保険者として雇用されていた期間のすべてを指します。離職等で雇用保険の被保険者でなくなった場合でも、新たに被保険者となるまでの間が1年以内で、その間に求職者給付（基本手当等）や就業促進手当を受給していない場合には、離職前の「被保険者であった期間」が通算されます。

現行は、支給対象となる各月に支払われた賃金の最大15%の給付金が支給されます。この支給率が、今回引き下げとなります。

引き下げの対象者

今回支給率が引き下げとなるのは、次の方です。

- 2025年4月1日以降に新たに60歳となった方で、左記の受給資格を満たす方
- 2025年4月1日以降に新たに受給資格を満たすこととなった60歳以上の方

2025年3月31日以前に60歳を迎え、すでに高年齢雇用継続基本給付金を受給されていた方は、現行の支給率から変更はありません。

4月以降の支給率

4月以降の支給率は、以下のとおりです。

	2025年3月 31日以前に受給 していた方	引き下げの 対象となる方
支給率	最大 15%	最大 10%

支給率は、各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金（60歳に到達等する前6ヶ月間の平均賃金）と比べて、どの程度低下しているかに応じて決まります。75%以上の賃金が支払われている方は、引続き給付の対象外です。

昨今の人手不足から、60歳以降の従業員は今後ますます重要な戦力となっていきます。これに伴い、多くの企業において、60歳以降の賃金減額幅の見直しが進められています。今回の支給率引き下げは従業員の生活に大きな影響を与えるものです。対象となる従業員には、変更点についてしっかりと説明しておきましょう。

中小企業の価格交渉・転嫁の状況

中小企業庁では2021年9月より、毎年9月と3月を価格交渉促進月間として、価格交渉・価格転嫁を促進するための活動を行っています。ここでは、中小企業等における価格交渉や価格転嫁の現状と、昨年12月に発表された価格転嫁のための検討ツールをご紹介します。

価格交渉の状況

中小企業庁が2024年11月に発表した調査結果^{※1}から、価格交渉は不要とした回答を除いた中小企業等の価格交渉の状況をみると、価格交渉が行われた割合は86.4%、行われなかった割合は13.6%でした。

詳細は下表のとおりです。

価格交渉の状況（%、回答数34,586社）

発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	28.3
受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	58.1
コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4
コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	10.2
コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	3.0

中小企業庁「価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査結果」より作成

受注企業から交渉を申し出た割合が60%近い状況です。反対に、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった、または、発注企業からの申し出を辞退した割合が10%程度みられます。さらに、交渉に応じてもらえなかった割合も3.0%となっています。

価格転嫁の状況

次に、価格転嫁の状況（価格転嫁は不要とした回答を除く）をみると、コスト全般の価格転嫁率は49.7%で、前回調査から3.6ポイント増加しています。詳細をみると、全額転嫁できたが25.5%、7～9割が18.7%、4～6割が10.4%、1～3割が25.4%などとなりました。全く転嫁できない割合も20%に達しています。

このように価格交渉が行われた割合は9割近くになっているものの、価格への転嫁では、4分の1程度しか全額転嫁できない状況となっています。

価格転嫁検討ツールが登場

2024年12月に中小企業基盤整備機構が価格転嫁検討ツール^{※2}を公開しました。これは、コスト増加分を価格に反映させたい中小企業・小規模事業者が、商品別（取引先別）の収支状況も確認しながら、目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツールです。登録不要、無料で利用できます。

価格転嫁が十分にできていない企業などは、こうしたツールなどを利用しながら、価格転嫁のための資料を作成し、交渉できる環境を整えられてはいかがでしょうか。

※1 中小企業庁「価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査結果」

中小企業等に発注企業との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート調査（30万社に調査票を配布、回収率は17.1%）です。ここでの調査結果は2024年4月～9月の結果です。詳細は次のURLから確認いただけます。

<https://www.meti.go.jp/press/2024/11/20241129001/20241129001-1.pdf>

※2 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 価格転嫁検討ツール

<https://kagakutenka.smrj.go.jp/>

若年労働者の定着に 最も効果のある対策

新入社員を迎える季節となります。ここでは、2024年9月に、5年ぶりに発表された調査結果※から、若年労働者の定着対策を実施している事業所における、若年労働者の定着に最も効果のある対策をみていきます。

正社員の場合

上記調査結果から、若年正社員（以下、正社員）の定着に最も効果のある対策をまとめると、表1のとおりです。

【表1】若年正社員の定着に最も効果のある対策（%）

対策	割合
職場での意思疎通の向上	20.6
本人の能力・適性にあった配置	16.0
労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励	11.2
仕事の成果に見合った賃金	10.7
採用前の詳細な説明・情報提供	10.5
教育訓練の実施・援助	8.2
職場環境の充実・福利厚生の充実	5.1
仕事と家庭の両立支援	4.7
配転・勤務地等人事面での配慮	3.4
昇格・昇任基準の明確化	2.6
女性の活躍に向けた支援	0.8

厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査」より作成

職場での意思疎通の向上が最も高くなりました。調査対象産業のうち、製造業とサービス業（他に分類されないもの）、鉱業、採石業、砂利採取業は本人の能力・適性にあった配置の割合が、建設業は労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励が最も高くなりました。

正社員以外の場合

同様に、正社員以外の若年労働者（以下、正社員以外）の定着に最も効果のある対策をまと

めると、表2のとおりです。

【表2】正社員以外の若年労働者の定着に最も効果のある対策（%）

対策	割合
職場での意思疎通の向上	22.5
本人の能力・適性にあった配置	13.5
仕事の成果に見合った賃金	11.8
採用前の詳細な説明・情報提供	11.5
仕事と家庭の両立支援	10.2
労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励	9.5
教育訓練の実施・援助	5.2
職場環境の充実・福利厚生 of 充実	4.6
配転・勤務地等人事面での配慮	2.9
昇格・昇任基準の明確化	2.5
女性の活躍に向けた支援	1.1

厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査」より作成

正社員と同様、職場での意思疎通の向上が最も高くなりました。調査対象産業のうち、鉱業、採石業、砂利採取業と製造業、情報通信業、不動産業、物品賃貸業は本人の能力・適性にあった配置が、建設業は仕事の成果に見合った賃金の割合が最も高い状況です。

効果のある割合が10%以上の対策を比べると、正社員は、労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励が、正社員以外は仕事と家庭の両立支援が入っている以外は、同じ対策となっています。若年労働者の定着にお悩みの方は、こうした結果を参考に自社の現状を振り返ってはいかがでしょうか。

※厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査」

産業、事業所規模別に無作為抽出した5人以上の常用労働者を雇用する事業所17,355事業所、当該事業所で就業している若年労働者22,958人を対象にした、2023年10月1日時点の状況についての調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450074&tstat=000001068086>

新しい年度が始まるにあたり、年に1回しか行わない業務が多くなる時期です。入社式や事業方針の発表会などのイベントも集中します。準備は早めに取りかかりましょう。

01 確定申告の税額の延納の届出



令和6年分の所得税等の確定申告については、**2025年3月17日まで**（振替納税の場合は同年**4月23日**）に納付すべき税額の**2分の1以上**を納付すれば、残りの税額の納付を同年**6月2日まで**で延長することができます。延納期間中は一定の割合で利子税がかかります。

贈与税についても、納期限までに金銭による一時納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、**5年以内**の年賦による延納ができます。延納期間中は利子税がかかります。

02 個人の青色申告の承認申請



個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の**3月15日まで**（**2025年は3月17日まで**）に提出します。ただし、**1月16日以降**に新規業務を開始する場合は、業務開始日から**2ヶ月以内**の申請となります。

03 所得税の更正の請求



確定申告をし、その申告期限後に計算の誤り等によって当初の申告税額が過大であった場合については、原則、法定申告期限から**5年以内**に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

04 新年度の36協定の締結と届出



従業員に法定労働時間を超えて労働させたり、休日労働をさせるためには、**36協定**を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。年度単位で締結している企業も多くあるので、**4月**を起算としているところでは、忘れずに協定の締結と届出を行いましょう。なお、**36協定**の届出は電子申請で行うこともできます。

05 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定の作成



年度単位など**4月**始まりで変形労働時間制を採用している企業では、労使協定や年間カレンダーの作成を忘れずに行いましょう。

06 退職金の支払い



年度末は退職者が多くなる時期です。退職金を支払う際、所得税を源泉徴収して、原則翌月**10日まで**に納めることになっています。退職金には、税負担を軽くする退職所得控除がありますが、源泉徴収時にこの控除を受けるには「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要です。

今月は、個人の確定申告の期限があります。また、3月決算会社にとっては年度末になります。4月入社の準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	土	先負	
2	日	仏滅	
3	月	大安	
4	火	赤口	
5	水	先勝	啓蟄
6	木	友引	
7	金	先負	
8	土	仏滅	
9	日	大安	
10	月	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（2月分）
11	火	先勝	
12	水	友引	
13	木	先負	
14	金	仏滅	
15	土	大安	
16	日	赤口	
17	月	先勝	●確定申告期限（所得税、住民税）、所得税納期限（現金納付等） ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く） ●贈与税の申告期限・納期限
18	火	友引	
19	水	先負	
20	木	仏滅	春分の日 春分
21	金	大安	
22	土	赤口	
23	日	先勝	
24	月	友引	
25	火	先負	
26	水	仏滅	
27	木	大安	
28	金	赤口	
29	土	先負	
30	日	仏滅	
31	月	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（2月分） ●個人事業の消費税確定申告期限、納期限（現金納付等）